

1 0 年 保 存
秘
Ⓔ ・ 無制限
平成 24 年 4 月 2 日から 平成 34 年 4 月 1 日まで

基政発 0402 第 3 号
基監発 0402 第 1 号
基安労発 0402 第 1 号
平成 24 年 4 月 2 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労働条件政策課長
監督課長
安全衛生部労働衛生課長
(契 印 省 略)

「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に
当たって留意すべき事項について」の一部改正について

標記過重労働による健康障害防止のための総合対策については、長時間にわたる時間外労働の実効ある抑制を図り、同対策を推進してきたところであるが、今般、過重労働による健康障害防止のための窓口指導等のために活用を図ることとしている「労働時間設定改善コンサルタント」について、その名称を「働き方・休み方改善コンサルタント」に変更したことに伴い、平成 24 年 4 月 2 日付け基発 0402 第 37 号をもって改正されたところである。

については、平成 23 年 2 月 16 日付け基労発 0216 第 1 号、基監発 0216 第 1 号、基安労発 0216 第 1 号を別添新旧対照表のとおり改正し、平成 24 年 4 月 2 日から施行することとしたので、その適切な実施に遺憾なきを期されたい。

新旧対照表

平成18年3月17日付け基監発第0317002号、基安労発第0317001号、基勤企発第0317001号「過重労働による健康障害防止のための総合対策の具体的な実施に当たって留意すべき事項について」（別紙及び別添1～別添6については省略）

改正後	現 行
記 2 過重労働による健康障害防止のための窓口指導等（総合対策3関係） （3）月80時間を超える時間外労働が可能である36協定（ただし、限度基準第5条第1号、第2号又は第4号により適用除外になっている事業及び業務は除く。）を受理した場合に、下記3により、自主点検、集団指導、監督指導、個別指導等の対象となる事業場以外の事業場については、署はその写しを局に送付すること。局においては、<u>働き方・休み方改善コンサルタント</u>を活用して、当該事業場に対し自主点検等を実施させるとともに、事業場の希望に応じて同コンサルタントによる個別訪問や集団に対する研修会等を実施し、労働時間等設定改善法を踏まえた指導を行わせること。さらに、同コンサルタントの活用を希望するに至っていない事業場であっても、長時間労働が懸念される場合等改善が必要と考えられるものに対しては、積極的な同コンサルタントの活用を勧奨すること。	記 3 過重労働による健康障害防止のための窓口指導等（総合対策3関係） （3）月80時間を超える時間外労働が可能である36協定（ただし、限度基準第5条第1号、第2号又は第4号により適用除外になっている事業及び業務は除く。）を受理した場合に、下記3により、自主点検、集団指導、監督指導、個別指導等の対象となる事業場以外の事業場については、署はその写しを局に送付すること。局においては<u>労働時間設定改善コンサルタント</u>を活用して、当該事業場に対し自主点検等を実施させるとともに、事業場の希望に応じて同コンサルタントによる個別訪問や集団に対する研修会等を実施し、労働時間等設定改善法を踏まえた指導を行わせること。さらに、同コンサルタントの活用を希望するに至っていない事業場であっても、長時間労働が懸念される場合等改善が必要と考えられるものに対しては、積極的な同コンサルタントの活用を勧奨すること。